

民事法教育の現状



法科大学院助教授

山田 八千子

はじめに

司法改革の一環として、二〇〇四年四月から法科大学院制度が発足した。母校である中央大学法科大学院に奉職し、四月から教壇に立たせていただいている。二〇〇四年三月まで東洋大学法学部において大学教員として一定の経験は経てきているが、法曹というプロフェッショナルの育成を目的とした組織での教育は、当然のことながら初めてであり、この一年は試行錯誤の連続である。この度、「民事法教育の現状」という題名での寄稿依頼をいただいたものの、このような大きなテーマについては、より適任の諸先輩方が本学では多々いらっしゃるであろうし、若輩の私には、総括的な現状について語る能力は到底有してないと言わざるを得ない。そこで、主として私の専攻の一つである民法の領域に限定され、しかも私自身の個人的な私見であることを冒頭でお断りし、法科大学院での一年近くの経験に基づき、

民事法教育について若干雜感めいたことを述べさせていただきたい。

担当科目

現在、いわゆる既習者コースにおける民事法総合Ⅰという科目を担当している。「民事法総合」という科目は、受講者に一定の民事法関連の知識があることを前提にして、総合的問題を取り扱う科目である。各法科大学院に、名称は様々であれ、同趣旨の科目群が設けられている。中央大学では、民事法総合Ⅰ—民法領域、民事法総合Ⅱ—商法領域、民事法総合Ⅲ—民事訴訟法領域、民事法総合Ⅳ—民法、商法、民事訴訟法と四部構成をとっている。いずれも必修科目である。このうち全体の総まとめ科目の位置づけである民事法総合Ⅳが三年生に配当されているが、後は二年配当科目である。民事法総合Ⅰでは（Ⅱ、Ⅲも同様であるようだが）、判例（下級審の裁判例を含む意味での）全文を読ませ、問題を考えさせる方法を採用している。相当勉強している学生でも、今まで判例全文を読む機会は少なかったようである（自分の学部生や受験生時代を思い出しても、恥ずかしながら専門ゼミでしか読んだことはない）。最初は戸惑うようだが、私の担当しているクラスの学生は、直ぐに慣れてスピードも早くなって、この点は大きな支障がない印象である。

民法科目の扱う領域

さて、実務についた場合には、一般民事関係業務を中心に取り扱い扱う場合でも、企業法務あるいは知的

財産権などの先端技術領域に特化した業務を中心に取り扱う場合でも、民法に関する知識と理解とが必要であり、この点は異論がないところであろう。民法は、いわゆる基幹科目と言われ、法学部でも中心的に勉強するし（法科大学院の未習者は一年次で民法全範囲を履修）、現行試験との関係では択一試験科目であるため、全体に渡る一定の知識は身につける科目である。しかし、条文数が多く、分量の点から、全体を把握するのは必ずしも容易ではないと考えられている。また、いわゆる論点と言われている問題群の結論と理由付けを単に暗記するだけに終わってしまう危険性が高いといえよう。暗記は必要であっても、それだけでは十分ではない。限られた経験であるが、法科大学院の学生に接していても、程度の差こそあれ、こうした危険性のリアリティを感じることも多い。なお、研修所でおこなう要件事実教育については、中央大学では民事訴訟実務の基礎を扱う実務科目で扱っている。要件事実論は、湯島の研修所での教育や地裁での実務修習で集中的に勉強し、特に実務修習で指導いただいた東京地裁の平手勇治裁判官が要件事実論をご専門にされていたので、当時は興味もあり一生懸命勉強したものの、その後すっかり遠ざかっていたが、勉強し直そうとは思っている。このため、現段階ではたいしたことはできないが、民事法総合Ⅰの中でも、実務科目のテキストに言及しつつ、基本的な要件事実、例えば物権の請求権の請求原因と抗弁などは、素材となる判例に関連して触れるようにしている。

法学教育と法学的思考

法学教育において必要な法的思考の実体が何かということは、実は極めて原理論的な問題で簡単には

扱えないが、少なくとも、上述したような暗記中心の勉強では法的思考の育成にとって十分ではないと言えよう。法曹にとって（裁判員制度を勘案すれば個人にとっても）、暗記していた知識を吐き出すだけでは解決できない問題にぶつかる（ないし気づく）ことは、人によって頻度が違うとはいえ、ありうるからである。また、例えば法律相談を受けたり、契約書を起案・検討したり、あるいは訴状や準備書面を作成したりという日々のルーティンワーク的な仕事を処理するにあたって、暗記した知識だけではスムーズに処理できないことが多いというのは実務についての実感であろう。

私自身は、民事法総合Ⅰを教えるにあたっては、論点の知識を伝達するだけではなく、論点の暗記だけでは法学的思考がなしえないことを体感してもらうことを一つの目的にしている。法科大学院の教育といえば、アメリカのロースクールでラングデル以来行われてきた、いわゆるソクラテック・メソッドが思い浮かぶ。日本でもソクラテック・メソッドが教育方法として導入されているが、二年次以降に行われる場合には一年次のものとは若干違ったものになるというのが印象である（一年次を担当していないので断定的には言えないが）。アメリカのロースクールにおける一年生に対するソクラテック・メソッドは、法学に全く初心者である一年次の学生（日本にあてはめれば法学部卒業生ではない一年生）に、契約法、不法行為法、憲法など共通科目を教える際に用いられる。これは、一定の結論（判例法理）が在り、その結論を目標に据えた上で到達するためのプロセスを学生に考えさせながら、既定の結論に導くという方法が典型的である。結論と理由をレクチャーするよりは知識伝達量の点では不効率だが、法学的思考を身につけることができると言われている。これは、カズイステイックな方法論をとる判例

法の国である英米法には適した方法である。他方、大陸法系の日本法においては、同じソクラテック・メソッドでも、その利用法も若干工夫が必要かもしれないと考えている。例えば、条文の中に基本的な知識が含まれていることが多いが、授業では必然的に判例などの事案を素材にして教育せざるをえない。しかも、二年次では、判例についてその結論と一応の理由を暗記している学生も多い。この点で、実務家にとって必要条件である知識の確認をしながら、思考パタンを暗記している場合には、暗記している知識を柔軟に再構築できるようなスキルを身につけることができるように、授業を構成することを意識している。このような形で、新司法試験に合格し実践知を備えたプロフェッショナルとしての法曹となる一助となる形での教育を目指している。

最後に

現在、担当している学生は、半数程度は中央大学出身であるが、その他出身大学は多様である。既習者であるため法学部出身者が殆どであるが、例えば関東と関西、出身大学の教員によって、民法のある問題に対する視座への違いが教育に反映されていることが示されているなど興味深い経験を享受している。総じて学生の質は高く、熱心な学生が殆どで、重い責任を感じながらも、講義についていえば教えていて楽しいというのが実感である。

刑事法教育の現状



法科大学院教授

斎藤 信 治

一 概 観

先ず、わが法科大学院における刑事法科目を概観すると、以下のように、相当豊富である（カッコ内に順不同での担当者名等を記載）。

1 法律基本科目群に属する、

- (1) 未収者に対する必修の、①刑法（堀内・斎藤）、②刑事訴訟法（中野目・小木曽）
- (2) 既修者に対する必修の、③刑事法総合Ⅰ（刑法中心〔オムニバス方式※〕。堀内・宗像・奥村・松浦・只木・斎藤）、④刑事法総合Ⅱ（刑訴法中心。高木・渥美・椎橋・中野目・小木曽）、⑤刑事法総合Ⅲ（融合〔オムニバス方式を予定〕。松浦・高木・奥村・宗像・椎橋・斎藤）

2 実務基礎科目群に属する、

- (3) 既修者に対する必修・準必修の、⑥刑事訴訟実務の基礎(松浦・奥村・横井)、⑦刑事模擬裁判(横井・奥村)、⑧刑事リーガルクリニック(伊達)

3 展開・先端科目群に属する、

- (4) 既修者に対する選択必修科目で、

二・三年次の、⑨社会安全政策と法(渥美・四方・堤・小木曾・中野目)、⑩被害者と法(椎橋・小木曾)

三年次の、⑪国際刑事法(中野目・小木曾・北村)、⑫経済刑法(宗像・只木)、⑬組織・企業の不正活動と法(小木曾・森内・堤・中野目)、⑭矯正と法(鴨下)

4 テーマ演習として、

- (5) 既修者に対する選択必修的な、⑮経済刑法実務の要点(宗像)、⑯医療と法(町野)、⑰刑事事件における事実認定、違法排除法則等(高木)、⑱比較日独刑事法(堀内)、⑲捜査における事実認定と捜査の展開(奥村)

※刑法の総論・各論をそれぞれ三分し、六人が各部分を全クラスで担当する方式を採用している

(学者教員は総論部分、実務家教員は各論部分をそれぞれ分担)。オムニバス方式は、全クラス・

全学生に同一授業を提供でき期末試験等の関係でも公平になること、教員が徹底的に準備して授業に臨めること、持ち味がそれぞれ異なる各(学者・実務家)教員の授業を学生が受けられ

ること等のメリットがあることから、概して（学生アンケートでも）好評で、他の一部科目でも採用の動きがある。

二 スタッフ点描

わが刑事法の教員陣容は、他のどの法科大学院と比較しても、良く整っていると思われる。古くから中大に奉職している学者教員は、既に皆様ご存知と思われるので、紙幅の制約もあり、実務家教員を中心に若干名のみを簡潔に紹介させて頂くことにしたい。

東京地検特捜部長・最高検刑事部長・名古屋高検検事長等の要職を歴任、ロッキード・リクルート・ゼネコンなどの歴史的な著名事件でも目覚ましい活躍をされ、定年のずっと前に、更なる栄達も敢えて捨て、母校とわが国のため快く法科大学院教授に就任して下さった宗像紀夫先生については、改めて紹介するまでもないが、やはり最初に挙げておかなければならない（実際の着任まで、「果たして、本当に来てくれるのか」と強く疑問視する有力教員たちもいた）。検事としては、別に、法務省・東京高検から派遣された奥村丈二氏がいる。氏は、早大卒ではあるが、真法会で勉強され、その答練助手も勤められた方で、人格・能力ともベストとの評価を得ており、学生からも慕われている（なお、③⑥の授業内容等に関する奥村氏の論文「実務家教員（検事）の法科大学院での取組み」法律のひろば平成一六年一月号一三頁以下も参照）。

しかし、刑事畑一筋に加え、高裁部総括判事・最高裁調査官の両方も歴任され、裁判官教員として正

に理想的で（準備室長をされていた小島武司先生の厳しい眼もフリーパス）、具体的な「人物」としても最高の、高木俊夫（九大卒）・松浦繁（京大卒）の両氏が来て下さったのも、実に幸いている。重鎮の高木先生は、芯は強い一方、その東京高裁部総括判事までの華麗な経歴に似合わず、至って謙虚な方であられる。エリートの松浦先生の方は、定年まで裁判所にとどまれば高裁長官になられたと思われるが、収入激減も押して、やはり後輩法曹の養成に敢えて身を投じられ（拝み倒された面も）、上記⑤の準備でチーフとして手際よく統率される等、卓越した能力を示しておられる（全国のロースクールに先駆けて刊行された、わが法科大学院の機関誌『中央ロー・ジャーナル』の創刊号「二〇〇四年秋」七〇頁以下・八〇頁に掲載の刑事法代表パネリスト松浦先生の発言も参照）。

最後になったが、大多数の学生が最も魅力を感じ目指している弁護士との関係では、司法研修所の刑事弁護教官等も長く経験され、裁判実務に対する厳しい批判的精神もお持ちの横井弘明氏（労働法の横井芳弘名誉教授のご子息）、法職講座・学部司法演習でも久しく熱心に教えて来られた練達の伊達俊二氏が、共に弁護士会での要職歴任の実績も持ち、まことに得難い存在となっている。

このように、法曹三者の各分野から逸材ばかりを揃える事のできたロースクールは、他にほとんど例がないものと思われる。そのほか、⑨⑬や⑭で、優れた実務家をお願いできたことが特筆される。

学者では、指導的な司法試験審査委員でもある堀内捷三先生（法博〔東大〕）が法政大学から母校に戻って来て下さったのが、非常に大きい。医事法学の第一人者、上智大の町野朔先生が、客員として⑩を担当して下さるのも、大変有難く、誇らしい。他方、ご功績特大の渥美先生が二〇〇五年春で定年な

のは大損失で、各方面から惜しまれているが、その発破の掛け方の迫力・巧みさもあってか、既に門下の椎橋・中野目・堤・小木曾の各教授が、「渥美節」を一層分かりやすく翻案しつつ、内容的にも更に発展させつつあり、優に埋合せはつく見込みである。若手では、この小木曾教授（刑訴側幹事役）のほか、さしあたり学部との併任であるが、ソフトイメージの只木教授が刑法で活躍してくれており、学生にも人気がある。

三 メッセージ

わが法科大学院は、今のところ、未修・既修とも、概して意欲的で上質な学生に恵まれ、また、アンケートで学生たちから率直な評価・注文・批判ももらうなどして、きわめて良い形で能率的に授業を進めており（①などは、学部では八単位のところを、授業時間の二倍の予習をさせ、三単位で強行。その分、③に単位・時間を回している）、学生たちが刑事法の分野でも大きく躍進し、これからの司法を立派に担ってくれることを予想し、切望しているが、そのためにも、エクスターンシップその他で、諸先生のご支援・ご鞭撻を賜うことができれば、まことに幸いである。

外国法・基礎法教育の現状



法科大学院教授

長内 了

カリキュラム上の位置づけと現実のギャップ

「実務法曹の養成を目的とする法科大学院で、なぜ外国法や基礎法に時間を割かなければならないのか？」司法試験の準備に没頭する学生諸君からしばしば発せられるこの素朴な問いかけに対しては、幾つもの「模範解答」が用意されている。曰く、「法を根本原理に遡って考察する能力の涵養」、「歴史感覚と国際的視野を備えた法曹の養成」、「法的紛争の国際化への対応」等々等々。しかし、法科大学院における最高履修単位数や授業コマ数の制約という現実を考えると、こうした模範解答は、必ずしも十分な説得力を持つとは言い難い。実際、各法科大学院のカリキュラムを見ると、ごく少数の例外を別とすれば、基本六法科目と発展・応用・先端領域における実定法科目の充実ぶりは目立っても、比較法をはじめとする基礎法科目については、ほんの申し訳程度の取り扱いをしているものが少なくない。

中央大学の場合、外国法・基礎法科目群は「根幹形成」に関わる授業科目と位置づけられ（二〇〇五年度版ガイドブック九頁「カリキュラム概念図」参照）、現在七つの講義科目——法理学、比較法文化論、英米法総論、英米公法、ヨーロッパ法、アジア・ビジネス法（以上各二単位）、英米私法（三単位）——¹⁾ Foreign Law Seminar ²⁾の複数の演習科目（一～二単位）が開設されている。卒業要件を満たすためには、このうち六単位を修得すれば足りるが、展開・先端科目群の中で外国法を取り扱うものが相当数に上ることを考えれば、少なくとも外国法に関する限り、他大学に比してその比重はかなり高いと言えよう。そこに、異質の法伝統の存在を知り、そのエッセンスを学ぶことは、二一世紀に生きる法曹が——たとえ主たる活動拠点を国内に置く場合であっても——おしなべて身につけるべき必須の素養であるとする、本学法科大学院の強いメッセージを読み取ることができる。

しかしながら、国際的フィールドで活躍する法曹を目指し、より専門的に外国法を学ぼうとする人々にとって、現状は決して満足のいくものではない。こうした要請にこたえて、より高度な授業を展開しようとするれば、それに堪えうる基礎体力（外国語能力を含む）を育てる教育プログラムが不可欠だが、残念ながら目下のところ法科大学院にはその余裕がない。さらに、新たな授業科目をカリキュラムに加えたとしても、時間割上その履修が保障されるかどうかは別な問題である。要するに、すでにして過密状態にある法科大学院のカリキュラムおよび授業時間割に、これ以上割り込む隙はないというのが、厳しい現実なのである。

GPプロジェクトの活用

外国法・基礎法をめぐるこのような難条件を克服するためには、幾つかの方法が考えられる。その一つは、学部段階での基礎法教育の飛躍的充実を前提として、法科大学院ではこれらの分野の授業を展開・発展科目として提供していくという選択肢である。法学部と法科大学院の分業と協働を軸とするこのような考え方は、筆者が年来主張してきたところでもあるが、非法学系学部出身者が予想以上に多く入学してきた事実を前にして、大胆な再検討を迫られている。(拙稿「英米法教育の現状と課題」比較法研究五七号、「学部と法科大学院における比較法・外国法教育を架橋する——法科大学院問題を考える一つの視点」比較法研究六三号、「Teaching Comparative Law or Comparative Teaching of Law?——法科大学院における比較法・外国法の教育と研究」比較法研究六五号参照)

第二の選択肢は、展開・発展型の授業を希望する学生に対して、正規の授業時間帯とは別枠で特別プログラムを提供するという方法である。具体的には、夏季・春季休暇を利用して実施する海外研修や、外国から研究者・実務家を招聘して国内で実施する短期集中型の授業が考えられる。

後者の可能性については、二〇〇六年度の実現を目的に、基礎的な研究を重ねてきたが、二〇〇四年七月になって、文部科学省が「法科大学院等専門職大学院形成支援プロジェクト」(通称GPプロジェクト)と呼ばれる特別助成制度を発足させるという話が、降って沸いたように持ち上がった。これに対して、われわれは助成が始まる同年後期から実施可能な計画を精査し、これを「法曹養成のための国際

教育プログラムの形成」という構想に纏め上げて応募したところ、幸いにも文科省の採用するところとなった。われわれが文科省に提出した申請書の一節は、次のように述べている。

「本プロジェクトの目的は、『国際的視野を備えた法曹の養成』の課題に 대응べく本研究科に開設されている各種授業科目と連動しつつ、その教育目的をさらに高度に達成するために、国際社会の求める法的エキスパーティスを具体的体験を通じて認識させ、その後の自覚的・主体的研鑽を促す教育プログラムを展開することにある。そのため、わが国法曹の国際的進出が期待される五つの分野（国際ビジネス法・国際刑事法・知的財産法・途上国における金融市場の基盤整備・国際公務）について、平成一六年度から順次先行プログラムを立ち上げ、その経験をベースとして他分野への展開を図る。本プロジェクトは『法の理論と実践の融合』という課題を国際的フィールドにおいて実現する試みであると同時に、国内外の大学等との協力のもとに個別大学では実現の難しい教育プログラムを開発し、それを開放型プログラムとして提供することによって、わが国法曹全体の資質の向上に貢献することを目指すものである。」

こうした全体構想の下に、韓国法務部の検察官を招聘して行う国際刑事法ワークショップの他に、二〇〇四年一二月から二〇〇五年三月にかけて、三つの学生派遣プログラムを実施することとした。これらの海外研修プログラムに参加する学生数は、合計で在籍者総数の二〇％近くに上っている。十分な予知期間もなく、年度の途中から急遽実施することになったにも関わらず、われわれの予測を遙かに超える多数の学生が関心を示してくれたことは、彼らの旺盛なチャレンジング・スピリットの表れであり、

その期待に十分応えるためにも、来年度以降さらに充実した計画を提供しなければならないと、今更の如くその責任の重さを痛感している。

外国法・基礎法教育の現状



法科大学院特任教授

太田 秀夫

一 はじめに

法科大学院では、学生が卒業時において、司法研修所の前期修習レベルに到達するよう、様々な実務基礎科目が設置されています。私は、昨年前期（四月～七月）において、この実務基礎科目の中核である「民事訴訟実務の基礎」の講義を担当しました。私が二クラス（一クラス五二名）をもち、川崎直人弁護士が一クラスをもちました。いずれのクラスも既習者の一年生（法科大学院では二年生としてみなされます）です。一クラスは一週間に五〇分二コマ（つまり合計一〇〇分）を一五回とされており、これを二クラス分の回数を行ったわけです。後期は、三角比呂裁判官が、別の二クラス（いずれも既習者）を担当しておられます。

学生は既習者ですので、大学の法学部において、すでに民法、商法、民事訴訟法は一通り勉強しております。さらに、現行司法試験の択一試験の受験経験者は、クラスの大半を占め、択一試験の合格経験がある者も何人もおりました。この状況は、私のクラスだけでなく川崎弁護士や三角裁判官のクラスも同様と思います。

二 私の実務理論講義の位置づけと授業

私は、昨年三月二〇日に開催された中央大学法科大学院開校シンポジウムにおいて、「民事訴訟実務の基礎——『理論的教育』と『実務教育』の架橋」というテーマで、私の担当する講義について次の目標を掲げました。

① 学生が学部教育で学んだ基礎理論をもとに、あるいはこれを深化させ、実務法曹養成の視点で実務理論の基礎固めを行うこと、また、実務の根幹をなす法理論を新たに修得させること

② 法科大学院の他の実務基礎科目（a 法文書作成 b 法曹倫理 c ローヤリング d 模擬裁判など）への入門及びこのための基礎的法理論と生きた実務の基本知識を修得させること

③ 司法研修所の前期にかわる基礎的な民裁及び民弁の理論と実務を修得させること（研修所の教育が一年に短縮され、前期集合修習がなくなることに対処）

④ 所与の事実をもとに静態的かつ平面的な理論考察にとどまる学部教育から、浮動적かつ可變的な訴訟上の事実を扱うことにより問題発見能力、分析力、応用力、表現力といった実務法曹としての基

本的技能を修得させ、これを向上させること。

⑤多様かつ生きた事実や実社会の新たなタイプの紛争に対し、実務法曹として求められる問題解決能力、創造的あるいは場合により批判的検討能力を修得させること。

これらの目標を念頭において、前期の制約された授業の時間内で、主として、要件事実と事実認定の理論と実務、訴訟運営の基礎を中心に扱いました。司法研修所における民事裁判及び民事弁護のごく導入部分などを、司法試験の不合格の学生を対象に授業を行ったわけです。

川崎弁護士及び三角裁判官とは、前期授業の開始前に授業内容の大枠について合意をし、川崎弁護士とは、前期のクラス間の不公平がないように進捗状況や、クラスで取り上げる事例などについても情報交換をして授業を進めました。もちろん、前期期末試験は、川崎弁護士と相談のうえ、作成しました。かなり詳細な「当事者双方の言い分」を記述した聴取書と契約書や判例資料を読ませたうえ、いくつかの設問に回答させるという形式で、試験時間も四時間、回答用紙も枚数制限なしという方法を取り入れました（当然のことながら新司法試験を念頭においています）。

授業方針は、クラスの学生が、既習者ということもあって、民法、商法、民事訴訟法の知識については、その確認と、知識の定着ということは当然含めました。毎回の授業では、事例をもとに学生との質疑応答、討論そして学生間の意見交換などによって、双方向、多方向での授業を行うようにしました。

また、授業の進行具合に応じて、数回、課題を出し、学生から出された起案全部に個別にコメント等を書き入れて返却し、講義で起案の講評を行うという、いわば研修所スタイルをとりました。

三 学生の授業に対する取組み

民法、商法、民事訴訟法について大学法学部レベルの知識を学生は有していましたので、授業でその知識の上に実務の理論を積み上げて、実務への架橋をすることが私に与えられた役目でした。学生の多くは、大学学部（あるいは予備校）の授業スタイル（主として一方的講義形式）に慣れ親しんでいるせいか、授業の最初のうちは、多少戸惑いがあったかもしれません。しかし、学生はやがて私の授業スタイルにもついてゆくようになり、授業はおおむね私が当初目指していた方向に進んだと思います。学生のクラス座席はあらかじめ決められており、私は座席順に顔写真がついた学生名簿を持って授業をしておりました。授業において学生との討論形式をとるためにも一〇〇名近くの学生を早く覚えるようにと心がけました。

また、クラスの約半分の学生に、授業で発言する機会が設けられるよう、授業内容を準備工夫しました。いつあてられるか分かりませんので、学生は午後の眠くなるような時間帯にも、授業に集中せざるを得ません。私のクラスは、学生の出席率が大変よく、また学生同士の仲もよく、授業は和気あいあいのうちスムーズに進んだと思います。学生のモチベーションも極めて高かったように思います。中央大学法学部卒業の学生はクラスの三分の一程度しかおりません。しかし、様々な特色を有する各大学の法

学部出身の学生が、授業の予習・復習を含めて授業を通して討論や意見の交換等を行うことは、学生にとって刺激があり大変有意義であると確信しました。

四 今後の問題

私が授業を開始した昨年春頃、「新時代の法曹養成教育」の期待と不安の中で、法科大学院がともかく出航したわけです。理想は高く掲げておりましたが、現実はどうになるのか私も含め大学関係者の方々は正直なところ不安であったと思います。問題が出てくるとその場で考えるといういわば「対処療法」であったのではないのでしょうか。まずもって、学生の教育レベルが不明、従って授業のレベルが設定できないなど基本的な見透しも不十分で「走り出してから（授業を進めてから）考える」というアプローチをとるしか方法がなかったと思います。

最近、法科大学院関係のシンポジウムがしばしば開催され、法律雑誌などにも法科大学院の授業を担当した先生方の経験談などが掲載され、他の法科大学院の学生、研究者そして実務家教員のかかえる問題などが明らかに、さらに新司法試験のサンプル問題が公表されました。

私の担当する授業内容もこれらを参考にしながら、私の担当する「実務」の「理論」について、どこまで、そしてどのように授業で取扱うべきか、などを今一度考え、さらに改善をすべく、毎日その準備に追われております。

また本年から、未修者という大学法学部以外の卒業者も私の担当する講義を受けるので、この学生達に對する授業の進め方も考えなくてはなりません。

私の弁護士業務と法科大学院の実務家教員としての業務のうち、いずれが主たる請求(?)でいずれが予備的(?)であるか、私自身、分からなくなるときが時々ありますが、私の授業で学生が必死に勉強する姿を見ますと、その疑念も(釈明を受けずに)解消されるように思います。

実務臨床教育の現状について



法科大学院専任教授

木村 美隆

— 法科大学院のカリキュラムには、実務基礎科目と呼ばれる一群の科目がある。このなかで、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理といった、実務理論科目を除いたそのほかの科目、具体的に言えば、法文書作成、ローヤリング、模擬裁判、リーガルクリニック、エクスターンシップの実習系の実務科目が、医学教育になぞらえて、臨床法学教育科目または実務臨床科目と言われる諸科目である。実務臨床科目は、実務科目の中核をなす要件事実や事実認定の基礎理論、あるいは倫理を内容とする実務理論科目に対し、その展開科目と位置づけることができる。実務理論科目がいずれも必修二単位（五〇分授業三〇回）であるのに対し、これら実務臨床科目が選択必修で、一単位（五〇分授業一五回）というのも、この点に理由があるものと思われる。実務臨床科目のなかでも、具体的事例を前提に、内容証明郵便や契約書などの起案を中心とする法文書作成、法律相談や和解・

交渉のロールプレイを中心とするローヤリング、訴訟活動の模擬体験を中心とする模擬裁判といった科目は、シュミレーション型の科目とすることができよう。これに対し、指導教員のもと白門法律事務所を舞台に、実際の事件処理に関わるリーガルクリニックや、各地のOB法曹を中心とした法律事務所など派遣先での外部研修をするエクスターンシップは、実体験型の科目とすることができよう。

二 中央大学法科大学院では、この実務臨床科目を、二年次と三年次の配当科目として、三単位の選択必修としている。法科大学院の教育は、少人数教育を徹底し、最大五〇人程度までのクラス編成となっているが、実習を伴う実務臨床科目の場合、教育効果を上げる必要上、さらに少人数のクラス編成が必須の条件である。そこで上記のシュミレーション型の各科目でも二五人程度を上限とし、さらに実体験型のリーガルクリニックでは五人程度、エクスターンシップに至っては、基本的にマンツーマン指導ということになる。

今年度実習臨床科目を履修中の現二年次生は、全員法学既習者と呼ばれ、多くが現行司法試験の択一合格経験のキャリアを有している。そのような彼ら彼女らにとっても、実務臨床教育科目での経験は極めて新鮮なものであると聞く。これまで法律問題を考えるにあたっては、与えられた必要充分な情報をどのように整理し構成するかに主眼が置かれていたのに対し、多くの情報のなかから、必要なものとそうでないものを選別したり、さらに足りない情報をどのように調査するかなどに知恵を絞るといった発想の転換が必要で、この点はこれまでになかった経験だという学生の声を、われわれもよ

く耳にしている。

しかし学生は、このように一面ではとまどいながらも、確実に長足の進歩を遂げているような印象を受ける。もとよりベースとなる法的知識がある程度備わっている強みはあるが、何よりも将来実務家となったときの自身の姿を強く意識していることが、ステップアップへの大きな原動力になっていることはまちがいないだろう。

三

中央大学法科大学院における実務臨床科目の特色を挙げれば、そのひとつは、実務講師と呼ばれる若手弁護士活躍である。ローヤリングの法律相談者役や、模擬裁判の証人役などもつとめてもらっているほか、ときに教員と一緒に、学生の実習の結果のコメントに加わる。学生により近い存在、いわば兄貴、姉貴分として、教育面での影響力は少なくないと思われる。

さらに今一つカリキュラム上の特色を挙げれば、多彩な科目が用意されているという点であろう。

また各科目とも複数教員の担当を原則としているので、学生にとって選択の幅は広く、選択の要望に応えられないということはまず考えられない。他大学、ことに中小規模の法科大学院では、これらの科目を一元化し、ローヤリング、リーガルクリニックなどの名のもとに、多くの内容を盛り込んで開講しているところも少なくないことに比べれば、手前味噌かもしれないが、かなりぜいたくなカリキュラムと言えらると思う。

四

もっとも、科目が細分化され、多くの教員が関わっているということは、ともすれば全体としてのカリキュラムの一体性を欠く危うさを秘めていることも確かである。

また、実務理論科目、さらには他の教育科目群、ことに公法、民法、刑事法といった法律基本科目群との関係も充分意識する必要があるように思われる。法科大学院は、開学までの準備があまりにもあわただしかったこともあって、中央大学法科大学院でもこれまでこのような視点での検討が必ずしも充分であったとは言い難い。法科大学院二年目にかけての新たな課題であろう。



先端展開科目教育の現状

——世界に冠たるロー・スクールを目指して

法科大学院教授・財務相派遣

藤 本 哲 也

一 基本姿勢

実務家教員の一人として法科大学院開校時からお手伝いさせていただくこととなったが、私自身は、中央大学ロー・スクールにおける教育を、将来の日本あるいは世界を支えていく有為な人材の育成であると位置づけている。こうした観点からは、科目に関する知識や技能だけではなく、論理的な思考力、人との接し方、仕事を進める段取りの立て方など、国家公務員としての実務経験に基づいて自分なりに学んできたことも学生諸君に伝えていきたいと考えている。司法制度改革審議会の意見書（「二十一世紀の日本を支える司法制度」）で言及されている「専門的資質・能力の習得」と「豊かな人間性の涵養」の双方についてバランスよく成果が出るような教育活動を目指し、全力投球することを自らの基本方針としている。そして、学生諸君には、高い志を持って日々の研鑽を積み重ねてもらいたいと期待してい

る。

二 担当科目における教育の概要

中央大学ロー・スクールには、先端展開科目の租税関連科目として、「租税法」、「国際租税法」、「租税政策論」、テーマ演習Ⅱが設置されている。このうち、私は、「租税法」を除く三つの科目を担当している。

(1) 租税政策論

本講義は、租税論や課税原則など租税政策に関する基本的な考え方、わが国の税制が抱える課題や今後のあり方を講ずるものである。

基礎知識は予習で習得してもらった上で、授業ではその確認、定着を図るとともに、それを活用して制度のあり方を考えてもらうことにしている。パワーポイントによるプレゼンテーションを採用入れた講義方式を中心とするが、受講生との対話と議論を重視している。

この科目は、法律論のみではなく、経済理論、政治過程論、税務行政、一般常識など多面的な知識を学んで活用するため、ロー・スクールの中ではやや毛色の変った科目であろう。その意味では、受講生にとって気楽で面白いのある科目だったのではないかと期待している。

(2) 国際租税法

各国の企業が国境を越えた事業展開を活発に行うにつれて重要性を増している国際課税の問題に対

処する能力を修得することを到達目標としている。

租税政策論と同じく基礎的な知識の習得は予習に委ね、授業ではパワーポイントを活用したポイントの解説、学生との質疑応答や議論を通じて各事項についての理解の確認と知識の定着を図る方針で臨んでいる。

この分野は専門性が高く、租税関連科目を履修したことがない学生にとってはややきつい分野ではある。しかし、受講生は、「専門性の高さにこそ学ぶ価値がある」との考えで頑張っている。

(3) テーマ演習Ⅱ〔租税回避〕

本演習は、租税回避行為のさまざまな形態を取り上げ、その仕組み、法的論点、問題点等について検討するものである。受講生の報告を中心として個別事案の検討を行うが、報告者のほかに、タックスプランニングを行う納税者の立場に立つ者、適正・公平な課税の確保を目指す課税当局の立場に立つ者という役割を決めて討論するディベート方式を採用している。

判例の内容は専門的で複雑な内容のものも多く、受講生は苦労しながら演習に参加しているようだが、毎週の「修練」を経て徐々に足腰が強くなってきている感じを受ける。

(4) その他

残念ながら、租税に関連する科目は、多くの学生にとって「複雑でとっつきにくい」と心理的なハードルが高い科目であり、多くの履修者がこぞって列をなすという状況にはない。ただ、実務で活躍されている多くの方から租税に関する知識の必要性を耳にすることは非常に多い。今後、経済

取引のニーズの多様化等を背景に、課税関係の分析は、技術的な「税務」だけの仕事ではなく、取引の法律構成における必要不可欠の作業として重要性を高めるであろう。したがって、租税関連の科目を学生のうちに修得することは有意義であることを、機会を捉えて学生諸君に伝えている。

こうした状況を踏まえて、学生諸君の心理的な壁を少しでも取り除くよう、夏休みには夏期特別講義『日本の税制』入門」を実施した。自主的な勉強会の延長にある位置づけであり、単位が与えられるものではなかったにもかかわらず、法律既習者の約三分の一の学生が参加した。春休みには、同じく有志の学生のために、春期特別セミナーの開催を予定している。

三 新司法試験

総論的に言えば、新司法試験は、学生諸君にとっては眼前にあって直視せざるを得ない現実である。新試験の合格者数の素案に関する報道があつて以来、学内にはやや殺伐とした雰囲気の流れがする。春の開校時に感じた熱気が随分冷めた感じがしたのは私だけではないと思う。

しかし、間違えてならないのは、ロー・スクールは新司法試験のためのものではなく、新司法試験がロー・スクールにおける教育を前提としたものであるということだ。その意味では、ロー・スクールが新司法試験に向けた「対策」に熱を上げるのは本末転倒である。むしろ、多くの関係者の方が指摘するとおり、新司法試験をロー・スクールの教育を踏まえた質の高いものにしていくこそが本来のありべき姿であると考えている。

新司法試験の中にも「租税法」が選択科目として入るようだが、いずれにせよ、学生諸君にはロー・スクールにおける日々の鍛錬が求められよう。

四 王道を行く

中央大学ロー・スクールは王道を行くべきである。長期的な視野で世界を見通すことができる人材を育てる器として大成すべきであると思う。そのためには、教員と学生がそれぞれに、あるいは相互に切磋琢磨することが肝要である。そして、大志を抱きつつ鍛えられた学生と優れた教育体制を育てていく必要がある。いずれ世界の法学生が「是非、CLS (Chuo Law School) を学びたい」と憧れるようなロー・スクールとして成功することが本校の使命である。その意味で、私は、本校の目標は、「世界に冠たるロー・スクールになること」であると考えている。学生諸君の中にも、こうした考えに共感を得て志気を高めている者が出てきている。私自身は、与えられた条件の下で、この目標に向けて最大限の情熱を注ぎたいと思っている。先端展開科目について充実した布陣を持っているのは、中央大学ロー・スクールの一つの強みである。学生諸君が実務に携わるようになったときに、各方面から「さすがは中央大学ロー・スクール出身者だ。」と言っていたくよう、まさに最先端の理論と実務を踏まえて、教育の内容と方法を充実させていく必要がある。

五 おわりに

法曹会の諸先輩におかれては、わがロー・スクールの学生と接する機会を得られた際には、自ら掲げる法曹としての理念を熱く語っていただき、目先のことに気を回しがちな学生諸君を叱咤激励していただくよう、伏してお願ひ申し上げる次第である。

法科大学院における学生生活



法科大学院教授

野澤紀雅

一 法科大学院での学修が所期の成果を挙げることか否かは、各人の努力いかんにかかっているこというまでもないが、その努力を支える基礎的条件は経済的基盤と心身の健康である。本項では、本学における経済的支援及び個人的な学生相談の態勢について、その概略を述べておきたい。

二 法科大学院は、安価に設置・運営できる教育機関ではない。設置基準の要求する人的・物的諸条件を充足した上で、さらにそれ以上の学修環境を用意するためには、授業料等の学納金は一般の学部におけるそれよりは高い設定とならざるを得ない。これは、国公私立の別を問わず共通している。

他方、法科大学院の学生はすでに学部教育を終えており、生活費を含めた修学費用の負担を親に期待することが必ずしも容易でない年齢にある。さらに、これまでの職を辞して入学してくる社会人のなかには、すでに家庭を築いている者もいる。

法科大学院の学生が、自身の―場合によっては家族も含めて―生計を維持しつつ、相対的に高額の学費を負担し続けるのは決して容易なことではない。生活のために勉学の時間を削るとなれば、それこそ本末転倒ということになる。

大局的には、有為の人材が経済的理由から法科大学院進学を断念せざるを得ないようになれば、それは、今回の制度改革の理念である「開放性」「公平性」に矛盾し、法曹界全体にとっての損失でもある。

三 本学では、学生に対する経済的支援として二つの方策を用意している。一つは「中央大学法務研究科特別給付奨学金」であり、卒業後の返還の必要はない。これには根拠規定の条文に従い、「一号奨学生」から「三号奨学生」までの三種類のものがある。

一号奨学生は、入学試験で特に優秀な成績を修めた者から選拔され、授業料（一四〇万円）と施設設備費（三〇万円）に相当する金額を給付され（実際には納付義務と相殺）、基本的には入学金（三〇万円）のみの負担となる。二号奨学生は、入学試験で優秀な成績を修めた者から選拔され、一号奨学生の半額に相当する金額を給付される。三号奨学生は、二号と同様の給付基準であるが、入学後の成績によって選拔されることになっている。

平成一六年度の入学者三二七名中二〇五名がこの奨学生に採用されている。内訳は一号奨学生が二一名（うち中大出身者八名）、二号奨学生が、一八四名（同六二名）となっている（三号の実績はまだない）。

本学が用意しているいま一つの経済的支援策として、提携ローン（銀行二、信用組合一）がある。金利や返済条件等で、一般の融資よりは有利な内容となっている。初年度の契約者は十数名であり、利用がいささか低調のようではあるが、むしろ、特別給付が決定したことや、公的な奨学金が得られる見込みがあったことがその背景にあるといえよう。

公的な援助としては、「日本学生支援機構」（旧日本育英会）の貸与奨学金がある。

この奨学金には無利子の第一種奨学金（本年度は月額八万七千円）、と有利子の第二種奨学金（月額二〇万円を限度して選択）があり、双方の併用（最高月額二八万七千円）も可能である。

本年度の実績としては、第一種の単独利用五一名、第二種の単独利用が三七名、併用が三三名がとなっており、受給を希望した学生はもれなく奨学生に採用されている。

以上のような奨学制度により、修学の経済的条件は、万全とまではいえないものの、当初の予想よりは緩和されているように思われる。今後は、現在のものをより充実させると同時に、中大法曹のアイデンティティーをさらに高揚させるような法科大学院独自の基金の設立も検討されてしかるべきであらう。

四 学生個人の相談については、いくつかの方法によって対応している。まず、すべての専任教員は週二時間のオフィス・アワーを定め、履修学生からの個人的質問に応ずることとされている。

また、基幹科目の授業単位でもある各クラスには、二名（既修者クラス）ないし三名（未修者クラス）の専任教員をクラス・アドバイザー（担任）として配置し、就学全般に関わる学生の個別的な相

談にに応じている。それとの関連で、主として未修者を対象とした、本学出身の若手弁護士による「フォローアップ演習」が実施されていることにも言及しておこう。

五 個別の科目担当者やクラス・アドバイザーによる相談とは別個のものとして、学生相談室の活動がある。法科大学院の開設を機に、「専門職大学院学生相談室」が市ヶ谷キャンパスに設置されている。

この相談室は、学生の生活や就学の全般に関わる個人的相談に応ずるものとされており、専任教員から選出された相談員と、嘱託のカウンセラー（臨床心理士）ならびに精神科医が対応している。

相談事項は日常生活や学校生活での悩みことから、精神衛生面までかなり広い。とりわけ法科大学院の学生には、卒業後に控える新司法試験からのストレスもある。漠然とした不安が恒常化すると、現時点での心身の健康に悪影響を及ぼしかねない。ごく初期の段階で専門家と接しておくことによって、そのような事態を予防することができる。

そもそも、法律家はストレスの多い職業であるから、この相談室の利用によって、ストレスのつきあい方、ないしはストレス管理法を学ぶことも、将来にとって決して無駄なことではないであろう。

白門法律事務所の役割と現状



弁護士法人白門法律事務所所長

小 名 弦

白門法律事務所の設立の経緯について、先ず簡単に触れてみたいと思います。既に学員時報に報告した内容と一部重なりますが、その点はお許し下さい。

弁護士法人白門法律事務所は、中央大学法科大学院の開校に歩調を合わせて昨年四月に開設された法律事務所です。事務所の所在場所は、神田駿河台の中央大学駿河台記念館二階にあります。事務所の設立目的は、大きく言えば二つあり、その一つは中央大学法科大学院におけるリーガル・クリニック、エクスターナシップなどの実習型実務基礎教育の運営を請け負い、学生の実務的実践能力の向上のために協力するという役割と、もう一つは、法人企業、中小個人業者、その他の市民に対する法的助言・協力を通じて、大学の使命である高いレベルの知の還元にも資することによってその社会的役割の一端を担う役割です。

現在の白門法律事務所の在籍の弁護士は、私と、法科大学院の教授として昨年四月に弁護士登録をした商法の福原紀彦先生、民法の渡辺達徳先生、民事訴訟法の大村雅彦先生の四人となります。私を除く各先生は、法学部教授（現在は法科大学院教授）としての経歴により弁護士会に弁護士として登録しました。

法科大学院のリーガル・クリニック、エクスターンシップなどの実習型実務基礎教育の運営への関与という点についてご説明します。まず、リーガル・クリニックについてですが、私は、白門事務所内のリーガル・クリニックに関し、平成一六年の後期においては一クラス五名の学生を三クラス受け持ちました。一クラス当たりの授業時間数は、五〇分授業を一五時間ということになります。但し、五〇分授業をそのまま一五回に振り分けると授業効果が上がらないので、隔週毎の二時間という時間割で運営します。授業の開始時刻は学生が市ヶ谷から通ってくることから概ね午後六時半の開始となり、終了時刻は午後八時半あるいは午後九時を回ることもしばしばでした。最初の回に、ガイダンスとして、法律相談における弁護士の役割、その取組み方、注意すべき点、依頼者との信頼関係の保ち方等についての説明を行い、二回目と併せて、交通事故の物損事件を中心として、内容証明郵便の作成、訴状の起案等を行いました。三回目、四回目には、私が懇意にしている相談者からの事件につき、その相談者に授業時間間に白門法律事務所に出向いてもらって、直接学生が相談者からの聞き取り、陳述書の作成、答弁書の作成、その他裁判所に提出する書面の作成等を行ってもらいました。当初の予定では三回目だけをそのような予定にするつもりでしたが、学生が一時間かけて聞き取りした結果では、逆に相談者の相談に答

えると言うよりはむしろ追求するような結果となったり、重要な事実について何ら聞き出すことができずに終わってしまう状態でした。そこで、四回目の授業にも再度相談者に出向いてもらい、学生たちにあらためて不十分な内容の聞き取りを行わせ、最終的に答弁書を起案してもらいました。なお、この相談者には、無理を言って、三クラスに顔を出してもらいました。五回目は、各自、白門法律事務所で土曜日の午前、午後に学員向けに無料で行っている法律相談に立ち会ってもらい、その報告書をまとめてもらいました。但し、これはあくまで学生として立ち会うだけであり、何らかの意見を述べるべきでないという制約がありました。六回目、七回目には、各自、立ち会った事件の報告を行い、その法的問題点、解決方法等を議論し、最終的に一つの事件について訴状を起案してもらいました。八回目はこれまでの授業を踏まえ、各自、今後の勉強への取組方法について話し会いました。学生の一人の意見として、「リーガルクリニックは終わってみれば一番私にとって楽しい授業でした。実際の緊張感というもののはじめはわかってい wasn't でしたが、法律相談等で訴えてくる人に会って、少しですが、感じるようになりました。」という意見がありました。次回以降もできれば直接相談者とやり取りをする機会を設けたいと思いますが、午後六時半から学生相手に実際に法律相談を行ってくれる相談者を見つけることは難しく、ましてや、受け持っている三クラスに毎回足を運んでくれる相談者が現れることは僥倖に近いと言わざるを得ないため、無料法律相談への立会を増やす等、次回以降の授業運営には工夫したいと考えています。

エクスターンシップに関しては、これから法曹会の先生方にお世話になるところですが、白門事務所

としては、エクスターンシップにご協力いただく先生方のリスト作成、あるいは、学生のエクスターンシップ申し込みの集計、先生方と学生のマッチングリストの作成等を行ってきました。簡単にマッチングと書きましたが、実は、学生には第四希望まで聞いていたことから大量のデータ処理が必要となり、その途中での先生方からのキャンセルの連絡があったり、あるいは学生の希望を満たす先生が見つからないため、その依頼を木村先生に頼んだり、その時々で様々なことを解決しなければならず、全く初めてのことで戸惑うことも多く、その作業は困難を極めました。できるだけ学生の希望が叶えられるように、一つ一つのマッチングをチェックするだけでも大変な時間がかかりました。本来ならばデータ処理のプロが必要かもしれませんが、何とか手探りでリストを作り上げました。次回以降のエクスターンシップに関しては、今回の経験を生かし、もう少し、効率的な事務処理を計りたいと考えています。

「大学の知」と有機的に結びつくことにより、新たなリーガルサービスを中大の学員へ提供する役割について述べます。これについては、現状では、法科大学院における実務講師に席をおく若手弁護士の先生の協力の下に、交通事故、借地借家問題、相続問題、労働問題等の一般民事事件について、昨年の八月の後半から隔週の土曜日の午前、午後無料法理相談を行っております。これまでの相談日数は十一日、相談に訪れた相談者は五十九人、相談担当に協力いただいた先生は延べ三十六人となっています。相談者の感想は概ね良好であり、前から大学にはもっと積極的にこういうサービスを提供してもらいたかった、中央大学の学風は学部の垣根を越えて横の連携での学問交流も含めて自由に学風の良い学校であり、大学としての中大学員全体への法的サービスとして歓迎する、あるいは無料法律相談をしてくれ

るということで五〇年ぶりに駿河台を訪ねることになった等の意見を受けており、学員の皆さんの白門事務所への期待は非常に大きいものと思っております。なお、無料法律相談から実際の受任事件の件数は十件でしたが、受任は実際の法律相談をした先生と白門法律事務所において共同で受任して事件処理を行っています。また、「大学の知」の提供として期待されているものは、弁護士として登録した教授の先生方の鑑定意見書、法的意見書の作成業務ということになりますが、現時点では一件のみの受任にとどまり、今後の業務拡大に期待したいところです。

以上、白門法律事務所の現状と役割について簡単にご説明をいたしました。無料法律相談を含めた相談業務、受任業務への実務講師の先生方のご協力が益々必要になるとともに、弁護士として登録した教授の先生方の活躍が期待されると思います。